

#### IV. 公認会計士の登録について

Q2 論文式試験一部科目免除資格通知書とその他科目についての免除通知書があり、受験する科目がありません。合格証書は授与されていませんが、登録するにあたっては、どのような手続が必要ですか。

A (1) 公認会計士登録のためには、公認会計士試験に合格するか、同一の回の公認会計士試験において、試験科目の全部について免除されることが必要になります。公認会計士登録の際に、公認会計士協会に対し、公認会計士試験合格者は合格証書の写しを提出する必要がありますが、全科目免除者については、合格証書が授与されていませんので、公認会計士試験の全科目について免除された旨の通知書（全科目免除証明書）の写しを提出することになります。

(2) 試験科目の全部について免除される事例としては、例えば、旧第2次試験合格者が、監査論の一部免除資格を得た後、さらに、租税法の免除を受け、受験する科目がなくなった場合が考えられます。

この者が、監査論の試験の免除を受けるためには、受験願書を提出し、論文式試験一部科目免除資格通知書（2年間の有効期間あり）のコピー等（注）を添付することにより、免除を申請する必要があります。

出願後、審査会において、試験科目の全部について免除されることが確認された場合には、出願者に対して全科目免除証明書を発行します。

(3) なお、平成20年試験において、上記のような全科目免除の対象となる方で、願書受付期間（平成20年2月18日～2月29日）に出願されなかった方につきましては、本年に限り平成20年11月の合格発表日（当日消印有効）まで願書を受け付けることといたしますので、審査会事務局に照会してください。

ただし、平成21年試験以降につきましては、全科目免除の対象となる方の受験願書は、願書受付期間においてのみ受け付けます。

（注）旧第2次試験合格者でない者が短答式試験合格通知書により短答式試験の免除を受ける場合には、2年間の有効期間内であることが必要です。